

平成25年 9月30日制定（国空安保第354号）
平成26年 3月31日改正（国空安保第936号）
平成27年 3月19日改正（国空安保第766号）
平成28年 3月31日改正（国空安保第841号）
平成29年 3月24日改正（国空安保第816号）
令和 2年 8月 7日改正（国空安企第124号）
令和 4年 3月29日最終改正（国空安企第506号）

航空局安全部長

空港等の安全監督実施方針

I 総 則

1. 目的

我が国では、国際民間航空条約第19附属書（平成25年11月適用）に基づき、航空安全プログラム（SSP）を制定し、平成26年4月から適用することとした。このプログラムは、国土交通省航空局が民間航空の安全監督を行う者として民間航空の安全のために講ずべき対策を網羅的に定めたものとなっている。

本方針は、このプログラムに基づき、適切かつ確実に空港等の安全監督を実施する上で必要となる基本的な事項を定めるものである。

なお、安全監督の具体的な実施項目、実施手順等については、本方針に基づき、別途定めるものとする。

2. 定義

(1) 空港

公共の用に供する飛行場（ヘリポートを含む。）をいう。

- ① 本方針では空港を、設置者の別により、国管理空港、地方管理空港（特定地方管理空港を含む。以下同じ）、会社管理空港及び公共施設等運営権が設定された空港（以下「民活空港」という。）に区分する。
- ② 本方針では空港を、空港規模の別により、国際的及び社会的に影響の大きい大規模空港（新千歳、成田国際、東京国際、中部国際、関西国際、大阪国際、福岡、那覇）とそれ以外の空港に区分する。
- ③ 国管理空港のうち、空港法附則第2条に基づく飛行場（札幌、千歳、三沢、百里、小松、美保、岩国、徳島）を共用空港という。ただし、本方針では当該飛行場の民間航空専用施設に係る部分のみを指す。

(2) 非公共用飛行場

空港以外の飛行場をいう。

(3) 空港等

空港及び非公共用飛行場の総称をいう。

(4) 管理者

本方針では、航空法施行規則第 92 条で規定する機能確保基準に従って空港等を管理する者をいい、国管理空港の管理者を当該空港に置かれた空港事務所長、地方管理空港及び会社管理空港は設置者とする。ただし、民活空港においては、運営権者とする。

(5) 運営権者

「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」及び「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」に基づき、設定された公共施設運営権を有する者をいう。

(6) 設置者

航空法第 38 条第 1 項の規定による空港等の設置の許可を受けた者をいい、国管理空港においては、空港事務所長とする。

(7) 安全管理システム（Safety Manegement Syatem、以下「SMS」という。）

安全に係るリスクを管理するための仕組みであって、必要な組織体制、責任、方針及び手順を含むものをいう。

(8) 安全指標

安全性を定量的に測定するために用いる指標をいう。

(9) 安全目標値

安全指標について、一定期間内で達成すべきものとして計画した値をいう。

(10) 安全達成度

安全指標に基づき測定された値と安全目標値との比較により把握されるものであって、目標に対してどの程度の安全性を達成したかを示すものをいう。

(11) 安全に係るリスク

ハザードが引き起こす事態について予測される発生確率及び重大性の組合せをいう。

(12) ハザード

航空事故その他の航空の安全運航に影響を及ぼす事態を引き起こす可能性のある要因をいう。

(13) 空港施設・運用業務

空港等の管理者が航空法施行規則第 92 条で規定する機能確保基準（セキュリティに関わる事項（航空法施行規則第 92 条 15～16 号に係る事項）及び SMS に関する事項（航空法施行規則第 92 条 17 号の飛行場灯火施設に係る事項）を除く。）に従い、空港等を管理するために実施する業務の総称をいう。

(14) 空港機能管理規程（セイフティ編）

航空法第 47 条の 2 及び第 55 条の 2 に基づき、空港の管理者が航空法施行規則第 92 条で規定する機能確保基準に従って空港を管理するために遵守すべき事項を定めることを義務付けた空港機能管理規程のうち、セキュリティに関わる事項を除き、飛行場灯火に係わる事項を含むものをいう。

3. 安全監督機関

国土交通省組織規則第 124 条、地方航空局組織規則第 19 条及び第 25 条、並びに航空局安全部に航空事業安全室を置く訓令の一部を改正する訓令(国土交通省訓令第 15 号)、東京航空局に安全統括室を置く訓令(東京航空局訓令第 7 号)及び大阪航空局に安全統括室を置く訓令(大阪航空局訓令第 12 号)に基づき、航空局安全部安全政策課空港安全室(以下「本省空港安全室」という。)、航空局安全部航空安全推進室(以下「本省航空安全推進室」という。)、地方航空局空港部空港安全監督課(以下「局安全監督課」という。)、地方航空局空港部空港管理企画調整官(以下「局空港管理企画調整官」という。)及び地方航空局安全統括室を空港等の安全監督機関(以下「監督機関」という。)とする。

監督機関に属する者は、空港等の安全監督に当たり、以下に掲げる原則を遵守するものとする。

- (1) 正直に、勤勉に、かつ責任感を持って取り組むこと。(高潔な行動)
- (2) ありのままに、かつ正確な報告を行うこと。(公正な報告)
- (3) 業務の重要性を認識し、対象者の信頼を損ねることのないよう、正当な注意を払うこと。(正当な注意)
- (4) 業務において得た情報の利用及び保護について慎重であること。(機密の保持)
- (5) 偏り及び利害抵触がないよう行動すること。(監督の独立)
- (6) 適切なサンプリングからの証拠に基づき結論を導きだすこと。(証拠に基づくアプローチ)

4. その他

本方針に基づく空港等の安全監督に関する事務について、本省においては、本省空港安全室が行い、地方航空局においては、局安全監督課及び局空港管理企画調整官が行う。

Ⅱ 空港機能管理規程(セイフティ編)策定基準

1. 空港機能管理規程(セイフティ編)策定基準等の制定

監督機関は、空港施設・運用業務の安全かつ適切な実施を確保するために、ＩＣＡＯ標準・勧告方式及び国内法令に適合し、標準化された基準として、「空港機能管理規程(セイフティ編)策定基準」及び関連規程(以下、総称して「策定基準等」という。)を制定し、公布する。

2. 空港機能管理規程(セイフティ編)策定基準等の改定

策定基準等は、ＩＣＡＯ標準・勧告方式及び国内法令の見直しに合わせ、適宜改定し、公布する。

Ⅲ 空港の安全監督

SMS の確立を義務化している空港に係る安全監督の内容を以下に示す。

1. 安全監督の対象及び範囲

監督機関は、空港の管理者を対象に、空港毎に安全監督を実施することとし、空港施設・運用業務をその範囲とする。なお、民活空港では、航空法第49条第1項ただし書き及び第2項に係る業務については、設置者を対象とする。

2. 安全監督の手法

(1) 空港機能管理規程（セイフティ編）の審査

監督機関は、空港の管理者に対し、空港機能管理規程（セイフティ編）を常に最新の状態に保持するよう求め、設定又は変更の届出があった場合は、策定基準等との適合を確認する。

① 事前協議

監督機関は、空港の管理者より当該規程の設定又は変更に係る事前協議があった場合は、その内容を確認し、必要な助言を与えるものとする。

② 修正指示及び変更命令

監督機関は、当該規程の内容確認の結果、策定基準等との適合が認められない場合は、空港の管理者へ修正等を指示する。国管理空港を除く管理者がその指示に従わない場合は、航空法第47条の2に基づき、当該管理者に対し当該規程の変更を命じることができる。

(2) 安全に係るリスクの管理

監督機関は、策定基準等により、空港の管理者に対し、安全に係るリスクの管理を求める。

① 安全指標及び安全目標値の届出

監督機関は、空港の管理者に対し、安全指標及び安全目標値の届出を求めるとともに、次に掲げる観点によりその妥当性を確認する。

- 当該空港の空港施設・運用業務の特性を表した指標であること。
- 測定可能な指標であること。
- 過去の実績、事業計画等と照合し、現状よりも改善（現状が最高の安全性を示し、これ以上の改善ができない場合は、維持を含む。）した値を目標値としていること。

② 安全に係るリスクの管理状況の監視及び評価

監督機関は、空港の管理者に対し、安全に係るリスクの管理状況の報告を求め、空港毎に安全に係るリスクの管理状況を継続的に監視し、評価する。

(3) 安全監査の実施

監督機関は、空港の管理者が実施する空港施設・運用業務の安全確保を確実とするため、安全監査を実施する。安全監査を実施し適切に安全が確保されていない状況（以下「不適切事項」という。）が認められた場合は、空港の管理者に対し、監査結果を通知しその改善を求める。

① 安全監査の方法及び種類

a) 定期検査

航空法第 47 条に基づき、航空法施行規則第 92 条で規定する機能確保基準に従い、空港施設・運用業務の適切な遂行の確保を目的に実施する立入検査をいう。定期検査は、3 年に 1 回を標準に実施する。ただし、ヘリポートに係る定期検査は 6 年に 1 回を標準とする。

なお、航空法第 47 条に基づく定期検査に含まれるセキュリティに関わる事項の検査の実施については別に定める。

b) SMS 監査

安全に係るリスクの管理状況等、SMS に限って、その適切な遂行の確保を目的に実施する立入検査をいう。SMS 監査は、大規模空港を対象に 3 年に 1 回を標準に実施するが、安全に係るリスクの管理状況に応じ実施頻度の見直しを可能とする。

c) 特別検査

空港内で発生した航空事故、重大インシデント等、安全上の不具合事象が、空港の管理者が管理する施設若しくは運用に起因して発生した恐れがある場合、安全情報や立入検査での不適切事項に対し、空港管理者に改善計画の提出を指示したにもかかわらず、これに従わない若しくは改善計画に取り組まない場合、又は、空港の管理について意図的に隠蔽して、若しくは繰り返し行われていた違反が判明し、その事実確認を行う場合等で監督機関の長が必要と認めた場合に実施する立入検査又は報告徴収をいう。

d) 臨時検査

新空港の供用開始又は空港の管理者の変更がされ、当該空港について、空港施設・運用業務の安全確保の実行性又は継続性を確認する場合に実施する初回の立入検査又は報告徴収をいう。

e) 随時検査

直近の定期検査又は SMS 監査（以下「定期検査等」という。）の結果、確認された不適切事項（過去の定期検査等において不適切事項とされたものであって、直近の定期検査等時に改善措置が完了していないものを含む。）に対する是正措置が改善計画どおり進んでいないと認められる場合、又は当該空港の管理者の安全文化の定着・醸成状況の確認が必要と認められる場合に、次の定期検査等までの間において、監督機関の長が空港施設・運用業務の適切な遂行の確保を目的に実施する立入検査又は報告徴収をいう。

② 安全監査の実施者

安全監査は、監督機関に所属し、必要な研修を受け、本省航空安全推進室長が監査に必要な能力を有すると判断し安全監査を実施できることを証明した職員（以下「安全監査員」という。）が実施する。

③ 安全監査の報告

安全監査員は、適切事項、不適切事項及びその他参考となる事項を記載した報告書を作成し、本省航空安全推進室長又は局安全監督課長に報告する。

Ⅳ 非公共用飛行場の安全監督

非公共用飛行場に係る安全監督の内容を以下に示す。

1. 安全監督の対象及び範囲

監督機関は、非公共用飛行場の管理者を対象に、非公共用飛行場毎に安全監督を実施することとし、空港施設・運用業務（SMSに係る事項を除く。以下Ⅳ項において同じ。）をその範囲とする。

2. 安全監督（安全監査）の手法

監督機関は、非公共用飛行場の管理者が実施する空港施設・運用業務の安全確保を確保とするため、安全監査を実施する。安全監査を実施し不適切事項が認められた場合は、非公共用飛行場の管理者に対し、その改善を求める。

(1) 安全監査の方法及び種類

① 定期検査

航空法第 47 条に基づき、航空法施行規則第 92 条で規定する機能確保基準に従って、空港施設・運用業務が適切に実施されていることを確保するために実施する立入検査をいう。定期検査は 6 年に 1 回を標準に実施する。

② 特別検査

飛行場内で発生した航空事故、重大インシデント等安全上の不具合事象が、非公共用飛行場の管理者が管理する施設若しくは運用に起因して発生した恐れがある場合、安全情報や立入検査での不適切事項に対し非公共用飛行場の管理者に改善計画の提出を指示したにもかかわらず、これに従わない若しくは改善計画に取り組まない場合、又は、非公共用飛行場の管理について意図的に隠蔽して、若しくは繰り返し行われていた違反が判明しその事実確認を行う場合等で、監督機関の長が必要と認めた場合に実施する立入検査又は報告徴収をいう。

③ 随時検査

直近の定期検査の結果、確認された不適切事項（過去の定期検査において不適切事項とされたものであって、直近の定期検査時に改善措置が完了していないものを含む。）に対する是正措置が改善計画どおり進んでいないと認められる場合、又は当該非公共用飛行場の管理者の安全文化の定着・醸成状況の確認が必要と認められる場合に、次の定期検査までの間において、監督機関の長が空港施設・運用業務の適切な遂行の確保を目的に実施する立入検査又は報告徴収をいう。

(2) 安全監査の実施者

安全監査は安全監査員が実施する。

(3) 安全監査の報告

安全監査員は、適切事項、不適切事項及びその他参考となる事項を記載した報告書を作成し、本省航空安全推進室長又は局安全監督課長に報告する。

V 安全情報

監督機関は、顕在するものだけでなく潜在するものも含め、空港等の安全に係る情報（以下「安全情報」という。）を収集し、分析し、及び関係者と共有することにより、航空事故等及び空港等の安全に支障を及ぼす事態の再発を防止するとともに、予防的対策の実施に役立てる。

1. 安全情報の収集

監督機関は、安全に係るリスクの管理状況の報告及び安全監査の実施とともに、以下の手法により、空港等の安全情報を収集する。

(1) 義務報告

① 空港

監督機関は、航空安全プログラム等に基づき、空港において航空事故等又は安全上の支障を及ぼす事態が発生した場合、その管理者に対し、当該事象に加え、自ら実施した安全措置等に係る報告を求める。

② 非公共用飛行場

監督機関は、非公共用飛行場において航空事故等が発生した場合、その管理者に対し随時、当該事象に加え、自ら実施した安全措置等に係る報告を求める。

(2) 航空安全当局が確立する自発報告制度運営主体からの情報

(3) 航空活動関係者が自発的かつ直接的に報告してきた情報

(4) 国土交通ホットラインステーションに寄せられた情報

2. 安全情報の分析及び関係者との共有

監督機関は、収集した空港等の安全情報について、必要に応じ、分野別の会議又は分野横断的な会議等を開催して分析を行い、その結果を航空安全監視システムを通じて関係者と共有する。

3. 安全監督への活用

監督機関は、収集した安全情報を活用して、空港等の安全の傾向を把握し、安全上のリスクが大きいと考えられる場合は、策定基準等の見直しや重点的な安全監査の実施など、安全に係るリスクに応じた安全監督に活用する。

VI 業務改善

1. 業務改善の手順

監督機関（局安全監督課は公共用ヘリポート及び非公共用飛行場に限る。）は、安全監督の実施及び安全情報の収集を行う中で、業務改善が進んでいない場合は、空港等の管理者に対し、その改善を命じ、改善計画の提出を求める。

監督機関は、提出された改善計画について、その妥当性を確認した上で、改善計画の実施状況を継続的に監視し、その履行に不備がないようフォローアップを行う。

2. 改善命令に従わない場合の措置

監督機関は、空港等（国管理空港を除く。）の設置者が改善命令に従わない場合、当該設置者を名あて人とし、航空法第 48 条に基づく処分を命令することができる。ただし、処分の内容は、不適切事項により生じうる安全に係るリスクに見合ったものとする。

3. 空港の特例

空港（自主的にSMSを確立している非公共用飛行場を含む。）の管理者については、一定の違反を伴う事象（航空事故等を除く。）について、監督機関との調整を経て、内部的に改善措置を講じることを認める。

なお、本特例の適用に当たって、監督機関は、当該管理者と十分な意思疎通を図ることとする。

VII 更なる安全性向上のための取組

監督機関は、空港等の更なる安全性向上のため、次に掲げる取り組みを実施する。

1. 航空安全当局内部に対する取組

(1) 情報の伝達及び共有並びに関係機関との協調

監督機関は、必要に応じ、会議の開催や航空安全監視システムの活用により、安全情報の共有、意思疎通及び調整を図る。

(2) 教育訓練

監督機関は、監督機関に所属する職員に対し、自らの職責を果たすことができるよう、必要となる教育訓練を実施するとともに、外部研修等の受講により知識及び技能の向上を図る。

2. 空港等の管理者に対する取組

監督機関は、空港の安全に係る意識啓発セミナーや研修等を通じ、空港管理組織内の安全文化の醸成を促進するとともに、監督機関及び管理者が相互に意見を交換できる機会の設定や航空安全監視システムの活用により、管理者との双方向の意思疎通を図る。

【附則】

本方針は平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

【附則】

本方針は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

【附則】

本方針は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

【附則】

本方針は平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

【附則】

本方針は平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

【附則】

本方針は令和 2 年 9 月 23 日から適用する。

【附則】

本方針は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。